

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

目次	ページ
告 示	
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正…………… (地域医療課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	1
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	2
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	2
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (維持管理防災課)	2
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (調達課)	3
公 告	
○北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の令和4年度決算の要旨…………… (市町村課)	3
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	7
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	10

告 示

北海道告示第338号

昭和62年北海道告示第1770号 (救急病院及び救急診療所の認定) の一部を次のように改正する。

令和5年7月4日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項医療法人菊郷会愛育病院の事項、医療法人三和会札幌南整形外科病院の事項、社会医療法人朋仁会整形外科北新病院の事項、独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院の事項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。

函館市の項函館渡辺病院の事項、医療法人亀田病院の事項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。

釧路市の項社会医療法人孝仁会星が浦病院中、
「社会医療法人孝仁会星が浦病 釧路市星が浦大通り3丁目9番 令和5.6.30」を
院 13号」
「社会医療法人孝仁会釧路孝仁 釧路市星が浦大通り3丁目9番 令和8.6.30」に改める。
会リハビリテーション病院 13号」
帯広市の項社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院の事項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。
江別市の項医療法人社団藤花会江別谷藤病院の事項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。
名寄市の項医療法人臨生会吉田病院の事項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。
登別市の項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。
石狩市の項石狩幸悝会病院の事項、医療法人はまなすはまなす医院の事項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。
七飯町の項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。
遠軽町の項医療法人縁紡会遠軽共立病院の事項中「令和5.6.30」を「令和8.6.30」に改める。

北海道告示第339号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、令和5年6月23日、永山土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年7月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第340号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第88条第1項の規定により、道営土地改良 (安国地区 (農業用排水施設、区画整理)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和5年7月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。) を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年7月4日

北海道告示第341号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年7月4日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
当麻北	区画整理	令和4.5.24
同	暗渠排水	令和3.12.10
東中中央	農業用排水施設	平成30.5.25
同	区画整理	令和4.6.17
東中西	農業用排水施設	平成30.1.30
同	区画整理	令和4.6.17
和寒	農業用排水施設	令和4.6.30
忠別北	同	令和2.12.10
同	区画整理	令和4.11.30
大沼	農業用道路	令和4.11.25
名寄幹線	農業用排水施設	令和4.12.23
びふか	同	平成31.3.8
同	区画整理	令和元.12.20
同	暗渠排水	同

北海道告示第342号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年7月4日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 常呂郡佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 下川風連線	名寄市風連町字中央1577番地先から 同市風連町字中央1567番地先まで	令和5年7月4日

北海道告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類	道道				
2 路線名	苫務小利別停車場線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
足寄郡陸別町字クネベツ29番21地先から	同郡陸別町字ポントシュベツ原野西三線9番2地先まで	前	15.87mから 51.56mまで	1,125.45m	—
		前	17.39mから 51.56mまで	1,229.86m	—
		前	10.44mから 30.04mまで	1,129.10m	—
		後	8.50mから 56.25mまで	1,148.96m	—

北海道告示第345号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年7月4日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定数量

ア 入札番号1 19台及び1月当たり447,151枚
 イ 入札番号2 8台及び1月当たり135,317枚
 ウ 入札番号3 13台及び1月当たり439,808枚

2 落札を決定した日

令和5年6月14日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
 (2) 住所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

4 落札金額

(1) ア 基本料金（19台分1月当たり） 57,000円（1台当たり3,000円）
 イ 複写料金（1枚当たりの単価） 0.77円
 (2) ア 基本料金（8台分1月当たり） 24,000円（1台当たり3,000円）
 イ 複写料金（1枚当たりの単価） 0.97円
 (3) ア 基本料金（13台分1月当たり） 39,000円（1台当たり3,000円）

イ 複写料金（1枚当たりの単価） 0.70円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年5月2日付け北海道告示第256号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、令和4年度の決算について登載依頼があった。

令和5年7月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年6月15日

北海道市町村職員共済組合理事長 徳永哲雄

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
22	129	15	103	269

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般組合員	短期組合員	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	後期高齢者等短期組合員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合計	第3号厚生年金被保険者
組合員数（人）	36,469	13,837	153	5,007	5	41	11	6	573	56,102	41,542
標準報酬の月額（百万円）	長期	12,992	-	99	1,832	2	7	3	-	14,935	14,881
	短期	13,389	2,476	115	1,832	4	9	-	181	18,016	
一人当たり標準報酬の月額（円）	長期	356,251	-	647,843	365,965	442,000	650,000	378,333	-	358,581	358,226
	短期	367,138	178,940	750,588	365,965	726,000	253,707	771,818	-	315,417	

3 組合職員の数、次のとおりである。

（単位：人）

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	39	8	9	7	3	1	67

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 的 長 期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負 担 金	13,637,867	33,056,285	1,731,982	267,718			461,442	442,998				
掛 金	13,855,708		1,731,964					436,176				
組 合 員 保 険 料		21,060,753										
施設収入・商品売上									862,099			
連 合 会 交 付 金							187,618	715			509	
利息及び配当金	1,422				43,205	6,656	5,531	4,894	136	1,397,980	1	40
そ の 他 の 収 入	1,059,058						388	3,121	106,212	19,632	65,133	8,949
他経理から繰入金							88,214		220,715			
前年度支払準備金	1,812,342											
計	30,366,397	54,117,038	3,463,946	267,718	43,205	6,656	743,193	887,904	1,189,162	1,417,612	65,643	8,989
(支 出)												
給 付 金	13,184,685											
役 職 員 給 与							242,757	50,074	68,989	37,908	13,047	6,615
旅 費 ・ 事 務 費							54,378	3,596	1,878	10,519	1,783	1,210
商 品 仕 入									2,119			
飲 食 材 料 費									95,264			
委 託 費							42,174	26,138	86,726	941	1,108	240
支 払 利 息					43,205	6,656				979,442	43,203	
連 合 会 払 込 金	330,343											
前期高齢者納付金	4,013,670											
後期高齢者支援金	5,347,789											
病床転換支援金	17											
介 護 納 付 金	2,970,893											
負 担 金 払 込 金		33,056,285	1,731,982	267,718								
掛 金 払 込 金			1,731,964									
組 合 員 保 険 料 払 込 金		21,060,753										
事務費負担金払込金							205,086					
他経理への繰入金	88,214							220,715				
そ の 他 支 出	1,258,157						184,492	719,770	936,703	13,537	6,260	7,107
次年度支払準備金	2,064,069											

前期損益修正損	592							13,485				
計	29,258,429	54,117,038	3,463,946	267,718	43,205	6,656	728,887	1,033,778	1,191,679	1,042,347	65,401	15,172
差引当期利益 (損失)金	996,426	0	0	0	0	0	14,306	△ 145,874	△ 2,517	375,265	242	△ 6,183
	111,542											

※短期の差引当期利益（損失）金は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益（損失）金である。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 的 経 長	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(資 産) 流 動 資 産	5,680,153	3,311,635	221,509	1,651	111,891	2,905	1,198,059	1,008,288	889,849	1,667,867	49,624	484,796
固 定 資 産					4,156,000	8,031,867	5,652	134	2,186,580	106,438,364	4,998,172	
繰 延 資 産							7,468	9,697	1,117		3,450	1,725
計	5,680,153	3,311,635	221,509	1,651	4,267,891	8,034,772	1,211,179	1,018,119	3,077,546	108,106,231	5,051,246	486,521
(負 債) 流 動 負 債	61,231	3,311,635	221,509	1,651			24,545	64,291	87,748	99,633,211	247	965
固 定 負 債	2,064,069				4,267,891	8,034,772	297,751	75,289	132,832	66,987	4,208,285	22,130
剰余金又は欠損金	3,554,853						888,883	878,539	2,856,966	8,406,033	842,714	463,426
計	5,680,153	3,311,635	221,509	1,651	4,267,891	8,034,772	1,211,179	1,018,119	3,077,546	108,106,231	5,051,246	486,521

北海道都市職員共済組合公告

北海道都市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年6月14日

北海道都市職員共済組合理事長 米 沢 則 寿

1 組合に属する地方公共団体等

市	一部事務組合等	合 計
12	13	25

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一般組合員	短期組合員	市長組合員	特定消防組合員	長期組合員	後期高齢者等短期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計	第三号厚生年金被保険者
組合員数(人)	14,858	5,966	12	1,870	5	22	3	218	22,954	16,701
標準報酬月額(百万円)	長期	5,595	8	710	3		1		6,317	6,301
	短期	5,849	987	10	710	3	4	67	7,630	
1人当たり標準報酬月額(円)	長期	376,607		632,500	379,567	508,000		320,000	377,150	377,292
	短期	393,641	165,442	851,667	379,567	676,000	174,909	307,220	332,445	

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	20	8	7	8	0	43

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
(収 入)												
負 担 金	5,811,169	13,953,667	723,294	115,118			190,625	313,975				
掛 金	5,736,371	8,805,622	723,289					310,996				
施設収入・商品売上									218,917			
連 合 会 交 付 金							83,047				167	
利息及び配当金	10				19,380	33,907	9,942	4,657	6,621	821,923	1	1
そ の 他 収 入	892,236						412		60,136		24,086	
他経理から繰入金							36,348		135,000			
前年度支払準備金	786,010											
計	13,225,796	22,759,289	1,446,583	115,118	19,380	33,907	320,374	629,628	420,674	821,923	24,254	1
(支 出)												
給 付 金	6,008,978											
役 職 員 給 与							129,875	58,193	50,622	50,320		
旅 費 ・ 事 務 費							26,019	2,696	440	1,476	651	
商 品 仕 入									4,068			
飲 食 材 料 費									20,900			
委 託 費							7,626	5,681	3,410	3,101		
支 払 利 息					19,380	33,907				485,695	19,379	
連 合 会 払 込 金	138,257											
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	62											
前期高齢者納付金	2,039,909											
後期高齢者支援金	2,265,272											
介 護 納 付 金	1,199,456											
負担金払込金		13,953,667	723,294	115,118								
掛 金 払 込 金		8,805,622	723,289									
事務費負担金払込金							84,647					
他経理へ繰入金	36,348							135,000				
そ の 他 の 支 出	940,729						61,498	405,404	346,395	32,833	3,041	
次年度支払準備金	928,837											
計	13,557,848	22,759,289	1,446,583	115,118	19,380	33,907	309,665	606,974	425,835	573,425	23,071	0
差引当期利益金	△ 332,052	0	0	0	0	0	10,709	22,654	△ 5,161	248,498	1,183	1

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(資産) 流動資産	1,518,925	1,396,935	93,210	697	60,428	304,313	589,889	523,211	450,713	5,924,924	105,697	9,891
固定資産					1,860,862	3,445,804	2,096	1	1,461,104	48,596,307	1,863,888	
欠損金												
計	1,518,925	1,396,935	93,210	697	1,921,290	3,750,117	591,985	523,212	1,911,817	54,521,231	1,969,585	9,891
(負債) 流動負債	476,158	1,396,935	93,210	697			11,085	20,320	25,954	50,061,356		
固定負債	928,837				1,921,290	3,750,117	153,154	38,762	98,601	73,317	1,917,392	
剰余金	113,930						427,746	464,130	1,787,262	4,386,558	52,193	9,891
計	1,518,925	1,396,935	93,210	697	1,921,290	3,750,117	591,985	523,212	1,911,817	54,521,231	1,969,585	9,891

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第72号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年7月4日

北海道胆振総合振興局長 関 俊 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 入札番号1 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- イ 入札番号2 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- ウ 入札番号3 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- エ 入札番号4 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- オ 入札番号5 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車2台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 令和6年1月31日（水）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年7月4日（火）から同月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局3階大会議室C (送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係)

(2) 入札日時 令和5年8月17日(木)午前11時(送付による場合は、同月16日(水)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 16台

イ 予定時期 令和6年2月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和5年5月10日付け北海道胆振総合振興局告示第66号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ (<https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukou.html>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(7)、(9)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

(3) 電話番号 0143-24-9565

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Exchange of Car 1 set

b Exchange of Car 1 set

c Exchange of Car 1 set

d Exchange of Car 1 set

e Exchange of Car 1 set

B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., August 17, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., August 16, 2023)

C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9565

北海道上川総合振興局告示第75号
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。
令和5年7月4日
北海道上川総合振興局長 竹澤孝夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 乗用自動車 1台(交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を当該相手方から調達する。)

イ 入札番号2 乗用自動車 1台(交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を当該相手方から調達する。)

ウ 入札番号3 乗用自動車 1台(交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を当該相手方から調達する。)

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 令和6年3月19日(火)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年7月4日(火)から同月18日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室
(送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課需品係)

(2) 入札日時 令和5年7月28日(金)午前11時(送付による場合は、同月27日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア(ア) 名称及び数量 自動車 2台

(イ) 予定時期 令和5年8月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

イ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借 17台

(イ) 予定時期 令和6年1月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和5年5月19日付け北海道上川総合振興局告示第1009号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道上川総合振興局のホームページ(<https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.html>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までに定めるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5907

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Exchange of Car 1 set
- b Exchange of Car 1 set
- c Exchange of Car 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., July 28, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 27, 2023)

C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610
Japan
Phone : 0166-46-5907

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第377号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年7月4日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道警察運転者管理システム機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要

する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年7月4日（火）から同月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 令和5年8月25日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月24日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Equipment for Hokkaido Prefectural Police driver management systems : 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 25, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 24, 2023)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2237
